

第 1 号議案から  
第 20 号議案まで 令和 6 年度一般会計予算及び特別会計予算

令和 6 年 2 月  
第 5 回 福岡県議会定例会議案 その 1



# 目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
1	令和6年度福岡県一般会計予算	1
2	令和6年度福岡県財政調整基金特別会計予算	23
3	令和6年度福岡県公債管理特別会計予算	25
4	令和6年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	29
5	令和6年度福岡県国民健康保険特別会計予算	33
6	令和6年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	39
7	令和6年度福岡県災害救助基金特別会計予算	43
8	令和6年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	45
9	令和6年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	49
10	令和6年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	53
11	令和6年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	57
12	令和6年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	61
13	令和6年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	65
14	令和6年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	67
15	令和6年度福岡県住宅管理特別会計予算	71
16	令和6年度福岡県病院事業会計予算	75
17	令和6年度福岡県流域下水道事業会計予算	79
18	令和6年度福岡県電気事業会計予算	85

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
19	令和6年度福岡県工業用水道事業会計予算……………	89
20	令和6年度福岡県工業用地造成事業会計予算……………	93

# 一 般 会 計



## 第 1 号議案

### 令和 6 年度福岡県一般会計予算

令和 6 年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,132,060,720 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月22日提出

福岡県知事 服部 誠太郎



第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	742,396,877
	1 県 民 税	156,956,098
	2 事 業 税	186,591,528
	3 地 方 消 費 税	265,240,097
	4 不 動 産 取 得 税	19,512,237
	5 県 た ば こ 税	6,587,954
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,069,722
	7 軽 油 引 取 税	37,973,345
	8 自 動 車 税	66,393,456
	9 鉦 区 税	4,887
	10 狩 猟 税	18,720
	11 産 業 廃 棄 物 税	182,141

款	項	金額
	12 宿 泊 税	1,864,835
	13 旧 法 に よ る 税	1,857
2 地 方 消 費 税 清 算 金		248,087,611
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	248,087,611
3 地 方 譲 与 税		101,402,547
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	97,069,162
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,718,195
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	88,499
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	664,571
	5 森 林 環 境 譲 与 税	137,649
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	724,471
4 地 方 特 例 交 付 金		13,374,898
	1 地 方 特 例 交 付 金	13,374,898
5 地 方 交 付 税		294,857,281

	1 地 方 交 付 税	294,857,281
6 交通安全対策特別交付金		1,041,562
	1 交通安全対策特別交付金	1,041,562
7 分担金及び負担金		5,353,958
	1 分 担 金	50,501
	2 負 担 金	5,303,457
8 使用料及び手数料		16,747,365
	1 使 用 料	9,295,427
	2 手 数 料	7,451,938
9 国 庫 支 出 金		201,692,362
	1 国 庫 負 担 金	99,314,844
	2 国 庫 補 助 金	98,262,724
	3 委 託 金	4,114,794
10 財 産 収 入		2,987,922
	1 財 産 運 用 収 入	2,288,969

款	項	金額
	2 財産売却収入	698,953
11 寄附金		360,538
	1 寄附金	360,538
12 繰入金		57,109,985
	1 特別会計繰入金	3,315,319
	2 基金繰入金	53,794,666
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		284,422,613
	1 延滞金、加算金及び過料等	878,287
	2 県預金利子	4,520
	3 貸付金元利収入	266,280,513
	4 受託事業収入	3,116,108
	5 収益事業収入	5,948,074

	6 利子割精算金収入	1
	7 雑収入	8,195,110
15 県債		162,225,200
	1 県債	162,225,200
<b>歳入合計</b>		<b>2,132,060,720</b>

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		2,993,926
	1 議会費	2,993,926
2 総務費		60,720,717
	1 総務管理費	26,395,045
	2 企画費	13,476,979
	3 徴税費	16,057,785
	4 市町村振興費	1,975,525

款	項	金額
	5 選挙費	111,967
	6 防災費	1,304,098
	7 統計調査費	810,761
	8 人事委員会費	245,738
	9 監査委員費	342,819
3 保健費		244,150,346
	1 保健企画費	7,718,695
	2 健康対策費	9,659,320
	3 生活衛生費	2,135,768
	4 医薬費	15,926,056
	5 医療介護費	199,708,347
	6 高齢者支援費	9,002,160
4 環境費		3,737,223
	1 環境費	3,737,223

5	生活労働費	190,634,794
1	県民生活費	7,060,236
2	福祉企画費	5,173,928
3	児童家庭費	67,334,446
4	障がい者福祉費	60,100,832
5	生活保護費	32,525,515
6	社会福祉費	11,636,408
7	労働企画費	1,878,397
8	職業訓練費	4,331,524
9	失業対策費	368,247
10	労働委員会費	225,261
6	農林水産業費	58,037,104
1	農林水産業企画費	9,838,258
2	農業費	11,729,257
3	畜産業費	1,903,990

款	項	金額
	4 農 地 費	14,257,176
	5 林 業 費	13,655,869
	6 水 産 業 費	6,652,554
7 商 工 費		281,708,621
	1 商 業 費	270,776,608
	2 工 鉱 業 費	7,069,637
	3 観 光 費	3,862,376
8 県 土 整 備 費		139,089,098
	1 県 土 整 備 企 画 費	4,140,953
	2 道 路 橋 り よ う 費	59,926,056
	3 河 川 海 岸 費	39,883,445
	4 港 湾 費	4,540,761
	5 都 市 計 画 費	17,637,479
	6 住 宅 費	6,193,238



	7 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	1,199,988
	8 水 資 源 対 策 費	5,567,178
9 警 察 費		140,785,464
	1 警 察 管 理 費	137,449,026
	2 警 察 活 動 費	3,336,438
10 教 育 費		336,306,880
	1 教 育 総 務 費	41,339,312
	2 小 学 校 費	81,060,051
	3 中 学 校 費	47,245,308
	4 高 等 学 校 費	68,001,179
	5 特 別 支 援 学 校 費	28,837,131
	6 社 会 教 育 費	4,003,517
	7 保 健 体 育 費	2,835,990
	8 大 学 費	5,195,983
	9 私 立 学 校 費	57,492,661

款	項	金額
	10 青少年費	295,748
11 災害復旧費		15,637,538
	1 農林水産施設災害復旧費	6,316,394
	2 土木施設災害復旧費	9,252,171
	3 庁舎等災害復旧費	68,973
12 公債費		247,170,979
	1 公債費	247,170,979
13 諸支出金		410,888,030
	1 利子割交付金等	410,888,030
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
<b>歳出合計</b>		<b>2,132,060,720</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県庁舎改修費	令和7年度	6,178千円
県庁舎設備改修費	令和7年度から 令和10年度まで	10,347,426千円
合同庁舎改修費	令和7年度	186,417千円
自動車管理費	令和7年度	15,304千円
総合庁舎設備改修費	令和7年度	347,383千円
単独庁舎改修費	令和7年度	206,024千円
単独庁舎設備改修費	令和7年度	85,923千円
京築児童相談所整備費	令和7年度	491,251千円
人事給与システム改修費	令和7年度から 令和13年度まで	1,558,087千円
財務会計システム改修費	令和7年度から 令和8年度まで	1,290,768千円
システム改修工程監理費	令和7年度から 令和8年度まで	128,304千円
職員研修所整備費	令和7年度	151,495千円

事 項	期 間	限 度 額
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和6年度から 令和25年度まで	4,800千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
新・県立美術館設置対策費	令和7年度	259,961千円
九州歯科大学施設整備費	令和7年度	303,435千円
保健環境研究所整備費	令和7年度から 令和9年度まで	11,589,334千円
ワンヘルス実践基盤整備費	令和7年度	34,988千円
北九州勤労青少年文化センター整備費	令和7年度から 令和8年度まで	146,970千円
高等技術専門学校整備費	令和7年度	318,427千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和6年度から 令和17年度まで	3,600千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
県有施設太陽光発電設備整備費	令和7年度	578,242千円
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和6年度から 令和20年度まで	2,494,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業大学校施設整備費	令和7年度	84,409千円
農業近代化資金利子補給	令和7年度から 令和27年度まで	74,088千円 ただし、令和6年度利子補給対象融資限度額 750,000千円

畜産経営環境調和推進資金利子補給	令和7年度から 令和17年度まで	ただし、令和6年度利子補給対象融資限度額 100,000千円	1,118千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	令和7年度から 令和22年度まで	ただし、令和6年度利子補給対象融資限度額 30,000千円	3,019千円
農林漁業災害対策資金利子補給	令和7年度から 令和12年度まで	ただし、令和6年度利子補給対象融資限度額 85,000千円	1,370千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和6年度から 令和14年度まで		630千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和7年度から 令和27年度まで	ただし、令和6年度利子補給対象融資限度額 70,000千円	11,752千円
園芸ADTECセンター整備費	令和7年度		23,240千円
農地利用推進事業損失補償	令和6年度から 令和12年度まで		1,005,126千円
農地中間管理機構条件整備損失補償	令和6年度から 令和16年度まで		111,000千円
農地中間管理機構所有者不明農地借入損失補償	令和6年度から 令和46年度まで		10,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	令和7年度から 令和31年度まで	ただし、令和6年度利子補給対象融資限度額 170,000千円	3,147千円
畜産経営体質強化支援資金利子補給	令和7年度から 令和31年度まで	ただし、令和6年度利子補給対象融資限度額 180,000千円	3,332千円
担い手育成基盤整備事業費	令和7年度から 令和10年度まで		2,513,000千円
県営水環境整備事業費	令和7年度から 令和8年度まで		360,000千円
漁業近代化資金利子補給	令和7年度から 令和27年度まで	ただし、令和6年度利子補給対象融資限度額 1,300,000千円	128,095千円
水産海洋技術センター設備整備費	令和7年度		83,310千円

事 項	期 間	限 度	額
福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入れに対する債務保証	令和6年度から 令和26年度まで	建設資金借入金710,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	令和6年度から 令和26年度まで	建設資金借入金710,000千円	
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、地方公共団体金融機構資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	令和6年度から 令和26年度まで	建設資金借入金5,412,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する民間資金の借入れに対する債務保証	令和6年度から 令和26年度まで	建設資金借入金600,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する政府資金の借入れに対する債務保証	令和6年度から 令和26年度まで	建設資金借入金600,000千円	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	令和6年度から 令和16年度まで	業務資金借入金2,366,048千円及び利子に相当する額	
道 路 改 良 費	令和7年度から 令和13年度まで		9,787,000千円
道 路 改 築 費	令和7年度から 令和8年度まで		44,000千円
橋 り よ う 架 換 費	令和7年度		165,000千円
河川総合流域防災事業費	令和7年度から 令和8年度まで		6,510,000千円
浸水対策重点地域緊急事業費	令和7年度		546,000千円
公 営 住 宅 建 設 費	令和7年度から 令和8年度まで		2,016,970千円

公営住宅ストック総合改善事業費	令和7年度	370,630千円
福岡武道館解体費	令和7年度	28,378千円
糸島警察署整備費	令和7年度	2,574千円
宗像警察署整備費	令和7年度	97,305千円
福岡空港警察署整備費	令和7年度	10,650千円
八幡西警察署整備費	令和7年度	108,599千円
折尾警察署整備費	令和7年度	120,967千円
豊前警察署整備費	令和7年度	21,358千円
飯塚警察署整備費	令和7年度	4,026千円
嘉麻警察署整備費	令和7年度	39,515千円
小郡警察署整備費	令和7年度	25,359千円
筑後警察署整備費	令和7年度	6,221千円
八女警察署整備費	令和7年度	21,470千円
福岡自動車運転免許試験場整備費	令和7年度	111,392千円
筑後自動車運転免許試験場整備費	令和7年度	25,410千円

事 項	期 間	限 度 額
教 育 セ ン タ ー 整 備 費	令 和 7 年 度	85,494千円
老 朽 校 舎 改 築 費	令 和 7 年 度	4,793,076千円
施 設 充 実 費	令 和 7 年 度	1,960,963千円
体 育 館 建 設 費	令 和 7 年 度	192,665千円
校 地 整 備 費	令 和 7 年 度 から 令 和 8 年 度 ま で	746,587千円
学 校 環 境 整 備 費	令 和 7 年 度	155,291千円
特 別 支 援 学 校 整 備 費	令 和 7 年 度	1,321,437千円
特 別 支 援 学 校 老 朽 校 舎 改 築 費	令 和 7 年 度	559,248千円
青 少 年 科 学 館 整 備 費	令 和 7 年 度	43,174千円
九 州 歴 史 資 料 館 整 備 費	令 和 7 年 度	141,645千円
図 書 館 整 備 費	令 和 7 年 度	300,716千円



第3表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務施設整備事業費	4,574,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和6年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和7年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
鉄道整備事業費	56,200			
直轄空港事業負担金	2,552,800			
保健施設整備事業費	930,300			
環境施設整備事業費	461,700			
自然公園整備事業費	58,300			
生活労働施設整備事業費	2,934,800			
農林水産施設整備事業費	634,200			
農業事業費	600,100			
畜産事業費	9,200			
農地事業費	5,874,300			
造林事業費	52,600			
林道事業費	1,158,400			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業費	2,557,400			
水産事業費	1,781,600			
商工施設整備事業費	40,800			
県土整備施設整備事業費	87,500			
河川事業費	16,107,400			
砂防事業費	3,264,300			
海岸事業費	571,700			
港湾事業費	1,171,100			
福岡北九州高速道路公社 出資	426,000			
都市計画事業費	4,311,400			
道路事業費	32,988,700			
直轄事業負担金	13,243,400			
公営住宅建設事業費	3,576,500			
警察施設整備事業費	9,467,500			

教育施設整備事業費	21,591,600			
災害復旧事業費	3,692,800			
福岡北九州高速道路公社転貸	994,000			
臨時財政対策	14,410,000			
調整	12,044,200			
<b>計</b>	<b>162,225,200</b>			



# 特 別 会 計



## 第 2 号議案

### 令和 6 年度福岡県財政調整基金特別会計予算

令和 6 年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,512 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		17,512
	1 財 産 運 用 収 入	17,512
<b>歳 入 合 計</b>		<b>17,512</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		17,512
	1 積 立 金	17,512
<b>歳 出 合 計</b>		<b>17,512</b>



### 第 3 号議案

#### 令和 6 年度福岡県公債管理特別会計予算

令和 6 年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 525,610,495 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		310,442,809
	1 一 般 会 計 繰 入 金	247,126,123
	2 基 金 繰 入 金	63,316,686
2 県 債		211,336,000
	1 県 債	211,336,000
3 財 産 収 入		3,831,686
	1 財 産 運 用 収 入	3,831,686
<b>歳 入 合 計</b>		<b>525,610,495</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		525,610,495
	1 公 債 費	525,610,495
<b>歳 出 合 計</b>		<b>525,610,495</b>



## 第 4 号議案

### 令和 6 年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

令和 6 年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,311 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		22,310
	1 諸 収 入	22,310
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
<b>歳 入 合 計</b>		<b>22,311</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		217
	1 事 務 費	217
2 繰 出 金		22,094
	1 一 般 会 計 繰 出 金	22,094

歳 出 合 計	22,311
---------	--------





## 第 5 号議案

### 令和 6 年度福岡県国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度福岡県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 457,024,929 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		140,354,054
	1 負担金	140,354,054
2 国庫支出金		146,150,093
	1 国庫負担金	98,245,646
	2 国庫補助金	47,904,447
3 前期高齢者交付金		133,775,557
	1 前期高齢者交付金	133,775,557
4 共同事業交付金		1,241,777
	1 共同事業交付金	1,241,777
5 出産育児交付金		20,177
	1 出産育児交付金	20,177
6 財産収入		3,632

	1 財 産 運 用 収 入	3,632
7 繰 入 金		35,479,639
	1 他 会 計 繰 入 金	31,279,639
	2 基 金 繰 入 金	4,200,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>457,024,929</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		91,963
	1 総 務 管 理 費	87,696
	2 運 営 協 議 会 費	1,486
	3 共 同 運 営 事 業 費	2,781
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		363,574,299
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	363,574,299
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		68,508,595

款	項	金 額
	1 後期高齢者支援金等	68,508,595
4 前期高齢者納付金等		138,545
	1 前期高齢者納付金等	138,545
5 介護納付金		22,754,569
	1 介護納付金	22,754,569
6 病床転換支援金等		31
	1 病床転換支援金等	31
7 共同事業拠出金		1,242,252
	1 共同事業拠出金	1,242,252
8 保健事業費		201,119
	1 保健事業費	201,119
9 基金積立金		3,632
	1 基金積立金	3,632
10 諸支出金		9,924

	1 償還金及び還付加算金	9,924
11 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
<b>歳出合計</b>		<b>457,024,929</b>



第 6 号議案

令和 6 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 6 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 433,715 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		159,707
	1 諸 収 入	159,707
2 繰 入 金		31,777
	1 一 般 会 計 繰 入 金	31,777
3 繰 越 金		241,665
	1 繰 越 金	241,665
4 国 庫 支 出 金		566
	1 国 庫 補 助 金	566
<b>歳 入 合 計</b>		<b>433,715</b>



歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費		433,715
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	433,715
<b>歳 出 合 計</b>		<b>433,715</b>



## 第 7 号議案

### 令和 6 年度福岡県災害救助基金特別会計予算

令和 6 年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 722 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		722
	1 財 産 運 用 収 入	722
<b>歳 入 合 計</b>		<b>722</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		722
	1 基 金 積 立 金	722
<b>歳 出 合 計</b>		<b>722</b>

## 第 8 号議案

### 令和 6 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和 6 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,041 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,241
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,241
2 繰 越 金		9,175
	1 繰 越 金	9,175
3 諸 収 入		18,625
	1 諸 収 入	18,625
<b>歳 入 合 計</b>		<b>29,041</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		29,041
	1 就農支援資金貸付事業費	29,041

歳 出 合 計	29,041
---------	--------





## 第 9 号議案

### 令和 6 年度福岡県営林造成事業特別会計予算

令和 6 年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 314,595 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		3,000
	1 国庫補助金	3,000
3 財産収入		346
	1 財産売払収入	346
4 繰入金		310,199
	1 一般会計繰入金	310,199
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,012
	1 雑収入	1,012

歳 入 合 計	314,595
---------	---------

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		314,595
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	314,595
歳 出 合 計		314,595



## 第 10 号議案

### 令和 6 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

令和 6 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,148 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		637
	1 一 般 会 計 繰 入 金	637
2 繰 越 金		75,627
	1 繰 越 金	75,627
3 諸 収 入		12,884
	1 諸 収 入	12,884
<b>歳 入 合 計</b>		<b>89,148</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		89,148
	1 林業改善資金助成事業費	89,148

歳 出 合 計	89,148
---------	--------





## 第 11 号議案

### 令和 6 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

令和 6 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 61,045 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,042
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,042
2 繰 越 金		35,996
	1 繰 越 金	35,996
3 諸 収 入		24,007
	1 諸 収 入	24,007
<b>歳 入 合 計</b>		<b>61,045</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費		61,045
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費	61,045

歳 出 合 計	61,045
---------	--------



## 第 12 号議案

### 令和 6 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

令和 6 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 394,098 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		16,774
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,774
2 諸 収 入		374,436
	1 雑 入	374,436
3 繰 越 金		2,888
	1 繰 越 金	2,888
<b>歳 入 合 計</b>		<b>394,098</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		19,924
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	19,924

2 公 債 費		374,174
	1 公 債 費	374,174
<b>歲 出 合 計</b>		<b>394,098</b>





## 第 13 号議案

### 令和 6 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 6 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 202 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		202
	1 財 産 運 用 収 入	202
<b>歳 入 合 計</b>		<b>202</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		202
	1 積 立 金	202
<b>歳 出 合 計</b>		<b>202</b>

## 第 14 号議案

### 令和 6 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

令和 6 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,459,729 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		434,308
	1 使用料	434,308
2 繰入金		1,199,988
	1 一般会計繰入金	1,199,988
3 県債		10,018,900
	1 県債	10,018,900
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1
6 財産収入		1,806,530

	1 財 産 運 用 収 入	2,530
	2 財 産 売 払 収 入	1,804,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>13,459,729</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		7,221,415
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	7,221,415
2 公 債 費		6,238,314
	1 公 債 費	6,238,314
<b>歳 出 合 計</b>		<b>13,459,729</b>

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
埠頭施設整備事業費	7,329,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和6年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和7年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

## 第 15 号議案

### 令和 6 年度福岡県住宅管理特別会計予算

令和 6 年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,843,565 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		6,750,663
	1 使 用 料	6,648,092
	2 国 庫 補 助 金	18,500
	3 繰 越 金	79,395
	4 諸 収 入	4,675
	5 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		92,902
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	92,901
<b>歳 入 合 計</b>		<b>6,843,565</b>



歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,701,285
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,701,285
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		92,280
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	92,280
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>6,843,565</b>



# 公 營 企 業 会 計



## 第 16 号議案

### 令和 6 年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	(精神病床	300 床)		
(2) 患 者 延 人 員	(入院患者	94,170 人	外来患者	38,220 人)
(3) 一 日 平 均 患 者 数	(入院患者	258 人	外来患者	130 人)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,746,700 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,349,097 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		397,006 千円
第 3 項 特 別 利 益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,647,489 千円
第1項 医業費用	2,572,566 千円
第2項 医業外費用	70,446 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 253,712 千円は過年度分損益勘定留保資金 253,712 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	442,396 千円
第1項 企業債	170,200 千円
第2項 負担金	272,196 千円

支 出

第1款 資本的支出	696,108 千円
第1項 建設改良費	279,228 千円
第2項 企業債償還金	416,880 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
精神医療センター 太宰府病院整備費	170,200	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和6年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和7年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

17,710 千円

令和6年2月22日提出

福岡県知事 服部 誠太郎



## 第 17 号議案

### 令和 6 年度福岡県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度福岡県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 流域関連市町数   | 28市町              |
| (2) 年間総処理水量   | 107,821,013立方メートル |
| (3) 一日平均処理水量  | 295,400立方メートル     |
| (4) 主要な建設改良事業 | 流域下水道建設事業         |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 流域下水道事業収益		20,126,146 千円
第 1 項 営業収益		10,676,911 千円
第 2 項 営業外収益		9,449,235 千円

支 出

第1款 流域下水道事業費	20,113,861 千円
第1項 営業費用	19,747,234 千円
第2項 営業外費用	366,627 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,864,980千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,842千円、過年度分損益勘定留保資金819,395千円、当年度分損益勘定留保資金978,743千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10,850,966 千円
第1項 企業債	3,192,300 千円
第2項 他会計補助金	385,238 千円
第3項 国庫補助金	5,021,434 千円
第4項 負担金	2,251,994 千円

支 出

第1款 資本的支出	12,715,946 千円
第1項 建設改良費	8,931,682 千円
第2項 企業債償還金	3,766,264 千円

第3項 予備費

18,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
御笠川那珂川流域下水道建設費	令和7年度	1,602,600 千円
多々良川流域下水道建設費	令和7年度	418,500 千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	令和7年度	180,000 千円
遠賀川下流流域下水道建設費	令和7年度	180,000 千円
矢部川流域下水道建設費	令和7年度	180,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,206,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和6年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和7年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

### 第3条 支 出

#### 第1款 流域下水道事業費

##### 第1項 営業費用

##### 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

##### (1) 職員給与費

478,560 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,182,079 千円である。

令和6年2月22日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

## 第 18 号議案

### 令和 6 年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 45,602,000 キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		506,615 千円
第 1 項 営業収益		503,908 千円
第 2 項 財務収益		2,189 千円
第 3 項 事業外収益		518 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		506,615 千円
第 1 項 営業費用		496,034 千円

第2項 財務費用	10 千円
第3項 事業外費用	5,571 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 303,135 千円は過年度分損益勘定留保資金 303,135 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円
	支	出
第1款 資本的支出		303,135 千円
第1項 建設改良費		298,135 千円
第2項 予備費		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電設備更新事業費	令和7年度	31,718 千円



(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

### 第3条 支 出

#### 第1款 電 気 事 業 費

##### 第1項 営 業 費 用

##### 第3項 事 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 172,258 千円

(2) 交 際 費 97 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

## 第 19 号議案

### 令和 6 年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 68事業所
- (2) 総給水量 50,742,300立方メートル
- (3) 一日平均給水量 139,020立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			2,415,087 千円
第 1 項 営業収益			2,104,640 千円
第 2 項 営業外収益			310,447 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			2,137,318 千円

第1項 営業費用	2,028,490 千円
第2項 営業外費用	88,828 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額759,808千円は過年度分損益勘定留保資金609,277千円及び繰越利益剰余金処分額150,531千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	0 千円
-----------	------

支 出

第1款 資本的支出	759,808 千円
第1項 建設改良費	559,774 千円
第2項 企業債償還金	190,034 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
苅田工業用水道事業費	令和7年度	151,800 千円
鞍手・宮田工業用水道事業費	令和7年度	60,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 工業用水道事業費

第1項 営 業 費 用

第2項 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	239,895 千円
(2) 交 際 費	100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、22,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

## 第 20 号議案

### 令和 6 年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	売却土地	35,000平方メートル
(2) 久留米・うきは内陸部工業用地造成事業	売却土地	33,000平方メートル
(3) 宮若北部内陸部工業用地造成事業	土地造成	212,000平方メートル
(4) 直方・鞍手内陸部工業用地造成事業	土地造成	230,000平方メートル
(5) うきは西部内陸部工業用地造成事業	土地造成	270,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 造成事業収益		21,298 千円
第 1 項 営業収益		21,291 千円
第 2 項 営業外収益		7 千円

支 出

第1款 造成事業費	21,596 千円
第1項 営業費用	18,868 千円
第2項 営業外費用	2,728 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額350,058千円は過年度分損益勘定留保資金350,058千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,435,940 千円
第1項 工業用地造成事業収入	1,384,440 千円
第2項 企業債	2,051,500 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,785,998 千円
第1項 造成事業費	3,785,998 千円



(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宮若北部工業用地造成事業費	令和7年度から令和8年度まで	2,022,500千円
直方・鞍手工業用地造成事業費	令和7年度	1,374,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用地造成事業費	2,051,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和6年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和7年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、29,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

### 第3条 支 出

#### 第1款 造成事業費

##### 第1項 営業費用

##### 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 75,470 千円

(2) 交際費 122 千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土 地	内陸工業用地 うきは市吉井町鷹取、富永	<small>平方メートル</small> 270,000

令和6年2月22日提出

福岡県知事 服部 誠太郎





